



令和 8 年 9 月 1 日

トピックス ～ 改正消費税の留意点 ～

今号は、令和8年10月1日から始まる消費税の改正をお届けします。
ご質問等は当事務所へお気軽にお寄せ下さい。

1. 適確請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

(1) 免税事業者からの仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

免税事業者からの仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、免税事業者等からの課税仕入れについては、下記の表のとおり見直しが行われました。

改正前	期間	控除可能割合	改正後 ⇒	期間	控除可能割合
	令和5年10月1日 から 令和8年9月30日 まで	80%		令和8年10月1日 から 令和10年9月30日 まで	70%
	令和8年10月1日 から 令和11年9月30日 まで	50%		令和10年10月1日 から 令和12年9月30日 まで	50%
				令和12年10月1日 から 令和13年9月30日 まで	30%
				令和13年10月1日 以後	0%

(2) 適格請求書（インボイス）発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置

免税事業者からインボイス発行事業者になった**個人事業者**は令和9年分及び令和10年分の課税期間（免税事業者がインボイス発行事業者になったこと、又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税制度の適用を受けられない課税期間に限る）について納税額を課税売上税額の3割（**3割特例**）とすることができるように見直されました。

ただし、法人については、この3割特例の適用はありませんので、2割特例の適用をもって終了になります。

(3) 簡易課税制度への移行

簡易課税制度の適用を受けるには、原則として、適用を受けようとする課税期間の**初日の前日**までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

ただし、《免税事業者に係る適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置》の適用を受ける事業者が、この届出書を適格請求書発行事業者の登録がされた日を含む課税期間中に提出した場合には、経過措置として、この届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。また、**2割特例・3割特例の適用を受けた翌課税期間**に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の**申告期限**までにこの届出書を提出することで、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

2. 海外取引消費税に関する改正

海外取引消費税に関する改正事項のうち、特に留意すべき点

事業者が輸出として行う資産の譲渡又は貸付けのうち、その輸出取引の代金を現金又は支払いが取引相手からのものであることが明らかでない方法で受領するものについては、現行の輸出免税の適用要件となっている輸出許可書等の保存に加えて、輸出先の国（輸入国）における輸入許可書に相当する書類（その電磁的記録を含む）を保存しなければならないことになりました。

令和8年10月1日以後に国内において行う資産の譲渡等から適用され、7年間書類の保存が必要になります。

また、還付が生じる輸出免税の適用など、輸出事業者に対する適切な課税は税務調査の重点項目となりますので、取引内容や証明書類等の確認をしておきましょう。

猛残暑お見舞い申し上げます！

お盆が過ぎても猛暑の日が連続しております。名古屋市内では流石に 40 度超えの酷暑日にはなってありませんが、この傾向が続けば来年の夏には酷暑日が当たり前になっているかも、と心配になります。杞憂であることを祈るばかりです。異常なのは気温の上昇に留まらず、全国各地で地震、ゲリラ豪雨（線状降水帯）に見舞われております。1 ヶ月前には熊本で震度 7 という最大級の地震がありました。10 年前にもあり家屋の修復・建替え等、漸くにして再建の道筋がみえてきたという時に無情な大地震の再発でした。高齢世帯を筆頭に身体もさることながら、それ以上に心が折れてしまっていることでしょう。千葉県や北陸 3 県では観測史上最大級の豪雨が襲い、河川のみならず内水の氾濫が相次ぎ、甚大な被害が出ております。心よりお見舞い申し上げる次第です。

テレビを見ていると、みるみるうちに道路が冠水して、車が身動きできないまま、自走能力を失い、プカプカ浮いてしまっている状況が映し出され、自然の猛威をまざまざと見せつけられました。海水温の上昇、太平洋高気圧のせり出し、秋雨前線、台風の北上等々、いくつかの悪条件が重なり、文字通り観測史上かつて経験したことのない最悪のパターンの展開となっております。この異常気象は日本だけに留まりません。先週、チベットでは、山岳地帯で起きた超大規模な土石流と洪水がありました。米地質調査所（USGS）は氷河の崩壊が原因という分析結果を示しております。当初は地震の影響ではとの報道もありましたが、正に地震級の大規模な氷河の崩落が今回の大惨事に繋がっております。ここでも、地球の温暖化によって氷河の剥落とそれに伴う土石流が一瞬にして下流に襲いかかり、壊滅的な被害をもたらしております。観光客を始めとして 1000 人単位（今後、行方不明者を含め数千人にふくれあがることでしょう）の死者が出ているようです。ご冥福を祈るばかりです。こうした氷河の融解・崩落現象はその速度を速め、スイスの世界氷河監視サービス（WGMS）によると直近では、年に 3900 億トンにのぼっているとのこと。今後、ますます大洪水のリスクが増大していくようです。

一方、ロシアによるウクライナ侵攻やアメリカのイラン侵攻も紛争解決に向けた明るい見通しがなく、膠着状態になっております。ホルムズ海峡の安全な航行を巡る、米・イラン両国の政治的・軍事的な緊張や支配権の帰趨は予断を許さず、日本は勿論のこと、世界の経済動向が不透明感に包まれたまま、秋を迎えようとしております。11 月にはアメリカでの中間選挙が控えており、そこまで膠着状態が続くのか、はたまたトランプ大統領のイチかバチかの大ディールが飛び出すのか、今しばらく疫病神とお付き合いしなければならない状況です。

そんな矢先に、またまたトランプ大統領が、こともあろうか、国際刑事裁判所（ICC）赤根智子所長を制裁対象に指定しました。赤根所長は直ちに「制裁を受ける理由はない。ICC は決して負けない。」「正義は常にその対極にあるものに優越する。信念を貫く。」と強調しております。トランプ個人が嫌うのは勝手かもしれませんが（それはそれで見識が疑われます）が、大統領権限で制裁を発動することには合理性がなく、一刻も早い撤回を望むばかりです。

《和奏・遼真通信》

和奏はお盆が過ぎてからの帰省となりました。多少長めに帰省するため、8 月前半は連日バイトに勤しんでいました。会うたびに化粧が洗練してきております！来月の誕生日で二十歳となり、来年はいよいよ成人式を迎えます。そのための「前撮り」を早くも来週に行うとのこと、あのよちよち歩きだった和奏がもう二十歳なんて！式当日は恐らく晴れ姿を見るのは難しいので、撮影時の振袖姿を目に焼き付けることになりそうです。遼真は、中学 3 年のこの夏休み期間は、通常の夜間の塾に加え夏期講習に全 15 日間、炎天下の真っ昼間に自転車通って勉強に励んだとのこと。休みよりも友達と喋ったりしている方が楽しく、「早く学校へ行きたい」と言っていたくらいで、今日からようやく!! 2 学期が始まりました。元気に頑張ってもらいたいものです。



（令和8年9月1日 所長 橋本）